

大牟田市農商工連携推進委員会農業DX推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市の農業者と商工業者が連携し、ICT技術等を活用した農作業の効率化や省力化に資する製品開発等を行う農業DX推進事業（以下「本事業」という。）に要する経費について、大牟田市農商工連携推進委員会会長（以下「会長」という。）が認める事業者及び個人等（以下「事業者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助額)

第2条 補助金の交付対象となる事業内容、経費、補助額は別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内の農業者とICT技術等を活用した農作業の効率化や省力化に資する製品開発等を行うもの
 - (2) 市内に事業所等を有するもの
 - (3) 市税を滞納していないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業者等は補助の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 暴力団員が役員となっている団体
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(事業実施計画の承認)

第4条 本事業の補助金の交付を受けようとする事業者等は、補助事業実施計画承認申請書（様式第1号）を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 会長は、申請書受領後、申請内容について審査し、審査結果を事業者等へ補助事業申請結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 事業者等は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第3号）を会長が別に定める期日までに、会長に提出しなければならない。

- 2 事業者等は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金

に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4号）を事業者等に送付するものとする。

2 会長は前項の決定に当たって必要があると認めるときは、当該決定に条件を付けることができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(申請内容の変更承認等)

第8条 補助事業者は、交付申請書の記載事項について、補助金額、連携する農業者、実施内容の変更をしようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 会長は第1項及び第2項の承認をしたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（様式第7号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払により補助金を交付するものとする。

(補助事業の遂行及び報告)

第11条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく会長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金を補助事業以外の他の用途へ使用してはならない。
- 3 第5条第1項の規定により補助金の交付を申請した者は、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業に着工したいときは、速やかに補助金交付決定前着手届（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第10号）を補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い期日までに、会長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出する場合、第5条第2項ただし書の規定により消費税等相当額が明らかでないためこれを減額していなかった場合において、前項の実績報告書を提出するに当たり、消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を事業仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第11号）により速やかに会長に報告するとともに、これを大牟田市農商工連携推進委員会に返還しなければならない。

(補助金額の確定等)

- 第13条 会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第12号）を補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第14条 会長は、第12条第1項の報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命じることができる。
- 2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の支払い)

- 第15条 補助事業者は、第13条の規定により通知を受けたときは、補助金請求書（様式第13号）により、補助金の交付を請求するものとし、会長は当該請求書を受理した日から30日以内に補助事業者に補助金を支払うものとする。

(精算)

- 第16条 第10条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、第13条の規定により通知を受けたときは、速やかに精算を行い、当該補助金について過払いがあるときは、精

算と同時にこれを返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 会長は、補助事業者が補助金の全部又は一部を補助事業以外の用途に使用し、補助金の交付に係る条件に違反し、又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。この場合において、補助事業者に損害が発生しても会長はその賠償の責めを負わない。

(理由の提示)

第19条 会長は、補助金の交付決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度会長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する